

東京都中央卸売市場撮影許可取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東京都中央卸売市場（以下「市場」という。）が所管する土地並びにその土地に所在する建物及び工作物（以下「土地等」という。）における撮影の許可について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における撮影とは、映画・テレビドラマ（ビデオ商品専用に製作されるいわゆる「Vシネマ」を含む。）・コマーシャルメッセージ・カタログなどの商業用撮影をいい、市場の広報及び報道を目的として行われるものを除く。

(手続等)

第3条 撮影にかかる事務手続きは、土地等を管理する各市場又は担当課（以下「各市場等」という。）で行うものとする。

2 撮影に係る事務手続きは次の各号による。

- (1) 撮影を希望する者から、各市場等の長（以下「場長等」という。）あてに別記様式1「撮影許可申請書」（以下、「申請書」という。）を提出させる。
- (2) 前号に定める申請書には、撮影の目的、内容（シナリオを含む。）等を記述した「企画書」、撮影場所を図示した「図面」及び別記様式2「誓約書」を添付させる。
- (3) 申請書の内容を審査の上、場長等がこれを適当と認めるときは、別記様式1により許可する。
- (4) 許可をした撮影が終了したときは、別記様式1の写しにより広報を主管する部長（管理部長）に報告する。

(許可基準)

第4条 場長等は、前条第2項第1号及び第2号に定める申請の内容が、次の各号のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがあると判断した場合は許可してはならない。

- (1) 公序良俗に反しているもの
- (2) 政治的・宗教的宣伝活動を目的としているもの
- (3) 個人のプライバシーを侵害するもの
- (4) 市場の円滑な業務運営を阻害し、かつ、東京都中央卸売市場条例第120条第1項の規定に抵触するもの
- (5) 市場に係る事象の信用失墜又は事実誤認を誘発するもの
- (6) 市場における「食の安全・安心」への信頼を損ねる内容になるもの
- (7) その他、市場が不適正と認めるもの

(許諾料)

第5条 第3条第2項第3号に定める許可に当たっては、撮影に必要とする時間に応じて、次の許諾料を各市場等において徴収する。

なお、撮影に必要とする時間は、撮影準備から終了後の後片付けが完了するまでの時間とし、1

時間に満たないものは1時間とする。

許諾料 1時間につき 32,400円（消費税を含む。）

（許諾料の徴収時期）

第6条 許諾料は、許可書を交付するときまでに各市場等において速やかに徴収する。

（許諾料の不還付）

第7条 既納の許諾料は、これを還付しない。

ただし、市場の都合など止むを得ない場合には、この限りでない。

（申請内容の変更）

第8条 場長等は、第3条第2項第3号に定める撮影許可後、申請の内容に変更が生じたときは、速やかに変更内容を書面により届けさせなければならない。

（許可の取消等）

第9条 撮影を許可されたものが、次の各号のいずれかに該当する行為を行ったときは、場長等は、許可の取り消し、又は変更をさせなければならない。

- （1） 第4条に定める撮影許可基準に違反したとき
- （2） 市場が、撮影の中止又は変更を必要と認めたとき

（撮影現場の安全確保）

第10条 場長等は、撮影現場の安全確保のため、警備・交通整理を必要とする場合は、申請者に人員配置等必要な措置を講じさせなければならない。

（撮影の開始と終了の報告）

第11条 撮影を許可されたものは、撮影を開始するとき及び撮影を終了したときは、東京都職員へその旨を報告しなければならない。

（損害保険・賠償保険）

第12条 場長等は、撮影内容に応じて必要と判断した場合は、安全及び損害補償を担保するため、申請者に保険契約を締結させるとともに、保険証書の写しを提出させなければならない。

（附則）

本要綱は、平成15年6月1日から施行する。

（附則）

本要綱は、平成16年1月15日から施行する。

（附則）

本要綱は、平成19年4月1日から施行する。

（附則）

本要綱は、平成26年4月1日から施行する。